

管理コード	省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	管 理 案 番 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・関係 省庁
0710010	財務省	補助施設の転用の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「補助対象財産」という。)の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「補助金等適正化法」という。)第22条の規定により、各省各庁の長の承認があれば可能となっている。また、補助金等適正化法第22条但書きにより政令委任している財産の処分の制限を適用しない場合については、補助金等適正化法施行令第14条の規定により、補助金相当額の収益納付がなされた場合又は当該財産の耐用年数を勘案して、各省各庁の長が定める期間を経過した場合としている。	D	地方分権改革推進委員会での議論等を踏まえ、補助対象財産の処分の制限に係る補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認については、補助金等適正化中央連絡会議決定(平成20年4月10日)により、概ね10年を経過した地方公共団体の補助対象財産は補助目的を達成したものとみなし、原則報告等をもって国の承認があったものとみなす包括承認制度を導入するとともに、承認の際にも、用途や譲渡先等について、差別的な取扱いはないこと及び国庫納付は求めないこととし(但し、有償の譲渡・貸付の場合には、国庫納付等の必要最小限の条件を付することができる)、また、概ね10年経過前であっても、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、概ね10年経過した財産処分の場合と同様の取扱いとすることとすることにより、運用の弾力化を図っている。	補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について	—	1 0 4 3 0 1 0	補助施設の転用の緩和	農業体験を補完するための研修・交流施設だが、利用者の伸びがない、民間への貸付により施設の活性化を実現したい。 ●地場産品・特産品の販売及び加工品の製造の実施。 ●研修施設の一部を宿泊可能施設への利用。 ●調理施設を加工品製造可能施設への一部転用。 ●ミニレストランの開設。 ●インフォメーションセンターの設置。	平成12年度、中山間地域総合整備事業(農業農村整備事業)において、交流施設を設置(佐賀県)翌年町に譲渡され、以後町において管理運営を行っている。 棚田館の管理運営規定の見直しを行い、補助金等適正化法第22条に抵触する。10年間の用途変更期間の撤廃若しくは、承認基準の緩和措置をお願いしたい。処分制限期間は24年。 棚田館の本来の事業目的を継承しつつ、地域特産品の販売や地産地消を目的としたミニ・レストランの開設、加工品の製造等を行う事により民間活力の導入・地域の活性化、都市住民との交流が図られる。 また、常駐することにより、今以上の来館者が見込め、棚田ウォークやハイキングの活動拠点にも可能である。常時開館することで、インフォメーションセンター機能の役割や利用率の向上につながる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	佐賀県	有田町	参考 : 棚田館の使用料収入年間52,000円 開館日数延べ34日 維持管理費350,000円	財務省 農林水産省
0710020	財務省	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト(単年度予算主義の改革、改善による年度末工事集中の是正)	日本国憲法第86条	○ 内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。(予算の単年度主義、憲法第86条)	D	○ 国は、工事、製造その他の事業について、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたって支出することができる。(継続費、財政法第14条の2) ○ 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。(繰越明許費、財政法第14条の3) ○ 法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。(国庫債務負担行為、財政法第15条第1項)	—	—	1 0 5 3 4 0 0	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト(単年度予算主義の改革、改善による年度末工事集中の是正)	国、地方をあげて、公共工事の発注・施工時期の最適化、平準化に向けた総合的な取り組みを行うことにより、公共工事の施工効率化と工事業者の経営改善に資する「公共工事発注改革プロジェクト」を提案する。具体的には、工事の発注、施工、検査を特定時期に集中させず、随時に、また年間を通して安定的に施工体制が組めるよう、債務負担行為、繰越明許費、継続費の各制度活用等、単年度主義の制約からできる限り自由な制度運用と規制改革を実施し、予算編成、事業執行を行う。このため国は、地方への国庫補助事業の運用改善を行うほか、地域再生制度への位置づけによりその推進を明確化し、国、地方が連携して所要の取り組みを行う	近年、地方建設予算は減少傾向にあり、国においても道路特定財源が一般財源化の方向にあるなど、公共工事を取り巻く環境は厳しい。工事の減少傾向に加え、競争入札の不調が相次ぐなど工事の採算性低下も指摘され、地方の中小事業者を中心に倒産や廃業が相次ぎ、地方経済の圧迫要因ともなっている。 公共工事を巡る環境変化は避けがたいにせよ、せめて、地方の単年度予算主義に起因する公共工事の非効率性を改善し、厳しい経営環境下の事業者を支援したい。すなわち、公共工事の年度末集中という全国共通の問題を是正し、年間を通して安定的な施工体制を組む、各地の気候や地域特性に即して最適な時期に発注する、年度をまたぐ工事の年度末検査を簡素化する、などのことができれば、事業者の負担を軽減でき、経営安定化、地域経済の活性化に有効と思われる。発注する行政側の事務効率化や人員削減にもつながる。 そこで、単年度予算制度に縛られない工事等の発注、施工体制の構築に、国と地方で連携して取り組むプロジェクトを提案する。契約行為の規制改革、継続費・債務負担行為、繰越明許費といった単年度予算の例外制度の有効活用等、制度見直しと運用改善を総合的に推進する。政府は、これを明確な方針として地域再生制度に組み込み、周知、普及をはかるほか、可能な限り国庫補助事業における単年度主義の制約をなくす。	埼玉県	草加市	財務省 財務省		